

## 中国運輸局山口運輸支局封印取付け受託者準則

	平成18年10月18日山運達第 2 号
一部改正	平成20年11月 4日山運達第2号の2
一部改正	平成24年10月30日山運達第 1 号
一部改正	平成26年12月10日山運達第 2 号
一部改正	平成27年 2月24日山運達第 4 号
一部改正	平成28年 2月 1日山運達第 3 号
一部改正	平成29年 3月10日山運達第 3 号
一部改正	平成30年 3月15日山運達第 3 号
一部改正	平成30年12月 3日山運達第 3 号
一部改正	令和 2年11月10日山運達第 3 号
一部改正	令和 3年 1月21日山運達第 7 号
一部改正	令和 3年12月21日山運達第 3 号

## (適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）（以下「施行規則」という。）並びに封印取付け委託要領（平成18年10月4日付け国自管第86号）及び封印取付け委託要領の運用等について（平成18年10月4日付け国自管第87号）の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

## (定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託者 封印取付け委託を受けた者
- (2) 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者
- (3) 乙種受託者
  - a 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であつて、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
    - ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合
    - イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合
    - ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該

自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）（以下「登録令」という。）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合  
オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

b 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」（平成25年3月8日付け国自情第239号）に定める輸入事業者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

自ら輸入した自動車であって、完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

(4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(5) 丁種受託者 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定される行政書士会であって、行政書士が山口運輸支局（以下「運輸支局」という。）に提出する書類を作成した自動車（エに規定する場合を除く。）について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付け国自管第86号）第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(6) 有償受託者 第15条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

(7) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること

(8) 封印の前渡しを受けない受託者 事業場が山口県外のみにある乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者で、封印の前渡しを受けず、第2条第3号、第4号又は第5号の封印の取付けが必要な場合、その都度封印の交付を受ける受託者

(封印受払い簿及び封印取付け簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿（第1号様式）及び封印取付け簿（第2号様式又は当該書面と同等と中国運輸局山口運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）が認める書面）を備え、封印の出納状況及び取付け状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿及び封印取付け簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の交付)

第3条の2 封印の交付を受けようとするときは、次によるものとする。

(1) 甲種受託者は、運輸支局長に封印受領証（第10号様式）を提出しなければならない。

(2) 封印の前渡しを受ける乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、運輸支局長に封印受領証（第10号様式）2通を提出し、かつ、日付及び受入個数を記入した前条に定める封印受払い簿を提示しなければならない。

(3) 封印の前渡しを受けない受託者は、封印の交付を受ける際、運輸支局長に封印受領証（第10号様式の2又は当該書面と同等と運輸支局長が認める書面）を提出するとともに、下記の書類を提出又は提示しなければならない。

ア 登録事項等通知書が交付される申請の場合は、運輸支局担当者に登録事項等通知書を提示しなければならない。

イ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を除く。）の規定による封印の取付けが必要な場合は、運輸支局担当者に自動車登録番号標交換引換証又は自動車登録番号標再交付引換証及び自動車検査証の写しを提示しなければならない。

ウ 車両法第11条第4項又は第6項の規定による封印の取付けが必要な場合は、中国運輸局山口運輸支局封印取扱い規則（平成18年10月18日付け山運達第3号）第6条第2項に定める封印取付け申請書を運輸支局長に提出し、運輸支局担当者に自動車検査証を提示しなければならない。

（封印の保管）

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

（打損した封印等）

第5条 受託者は、打損又は毀損した封印及び不良の封印があったときは、速やかに封印返納届出書（第3号様式）に添えて運輸支局長に返納しなければならない。

（封印の紛失）

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、直ちに封印紛失届出書（第4号様式）を運輸支局長に提出しなければならない。

（封印取付け届出書）

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行うときは、当該自動車の新規登録等の際に、運輸支局長に封印取付け届出書（第5号様式）2通を提出しなければならない。

（営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け）

第8条 甲種受託者及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（第12号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

（出張封印確認書）

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する受託者は、登録申請又は交換申請等の際、運輸支局長に出張封印確認書（第11号様式又は当該書面と同等と運輸支局長が認める書面）を2通提出しなければならない。

2 前項に規定する受託者は、運輸支局長が確認済印を押捺して交付した出張封印確認書を15日以内に運輸支局長に回付しなければならない。

（封印取付け報告書）

第10条 封印の前渡しを受けた受託者は、毎月10日までに前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書（第6号様式）に第3条第1項に定める封印取付け

簿の写しを添えて提出しなければならない。

(変更届)

第11条 受託者は、施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき（事業場の位置に変更があったときを除く。）は、速やかにその旨を封印取付け委託申請事項変更届出書（第7号様式）により運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料の請求)

第12条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した第7条に定める封印取付け届出書を添付しなければならない。

(手数料額)

第13条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第14条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(無償受託)

第15条 受託者は、運輸支局長に対して手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

(封印の返納)

第16条 受託者は、次の各号に該当するときは、直ちに未使用の封印を第5条に定める封印返納届出書に添えて運輸支局長に返納しなければならない。

(1) 施行規則第15条の3の規定により事業の廃止承認を受けたとき

(2) 施行規則第15条の4の規定により委託を解除されたとき

(3) 封印の前渡しを受けていた受託者が、封印の前渡しを受けない受託者になったとき

(申請書等の様式)

第17条 この準則において定める申請書等の様式のほか、施行規則に規定する申請等における申請書等の様式は、次のとおりとする。

2 申請書等に用いる用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

(申請書等)

(関係条文)

封印取付け責任者変更届出書

施行規則第15条第2項

第8号様式

事業場の位置の変更等の承認申請書

施行規則第15条の3

第9号様式

附 則

1 この準則は、平成18年11月 1日から実施する。

2 この準則の実施に伴い「中国運輸局山口運輸支局封印取付け受託者準則」(平成8年8月28日付け山陸達第10号)は廃止する。

附 則(平成20年11月 4日山運達第2号の2)

この準則は、平成20年11月 4日から実施する。

附 則(平成26年10月30日山運達第1号)

この準則は、平成24年10月30日から実施する。

なお、第12号様式の2以外の様式については、当分の間、従前の様式でもよい。

附 則(平成26年12月10日山運達第2号)

この準則は、平成26年12月10日から実施する。

附 則(平成27年 2月24日山運達第4号)

この準則は、平成27年 2月24日から実施する。

附 則(平成28年 2月 1日山運達第3号)

この準則は、平成28年 2月 1日から実施する。

附 則(平成29年 3月10日山運達第3号)

この準則は、平成29年 4月 1日から実施する。

附 則(平成30年 3月15日山運達第3号)

この準則は、平成30年 3月15日から実施する。

附 則(平成30年12月 3日山運達第3号)

この準則は、平成30年12月 3日から実施する。

附 則(令和 2年11月10日山運達第3号)

この準則は、令和 2年12月 1日から実施する。ただし、第8条の規定は令和 3

年 2月1日から実施する。なお、第13号様式以外の様式については、当分の間、従前の様式を使用することができるものとする。その場合、押印は不要とする。

附 則（令和 3年 1月21日山運達第7号）

この準則は、令和 3年 2月 1日から実施する。なお、当分の間、従前の様式を使用することができるものとする。その場合、押印は不要とする。

附 則（令和 3年12月21日山運達第3号）

この準則は、令和 4年 1月 4日から実施する。なお、当分の間、従前の様式を使用することができるものとする。